

市宣言
非核平和都市宣言
青少年健全育成都市宣言
交通安全都市宣言

第1275号

高齢者が地域や家庭で 安心して暮らすために

市民によるボランティア活動が展開されています

市では、「町田市高齢社会総合計画」に基づき、高齢期を住み慣れた地域で暮らすことができるよう、在宅の保健・福祉サービスの充実など、様々な施策を実施してきました。一方、市民自身による活動も活発に行われています。今回は、市民による様々なボランティア活動、今年4月から施行された介護保険制度、高齢者の方のために新規に開始された福祉サービス事業についてご案内します。

高齢者の誰もが生きがいをもち、健康で安心して地域で暮らしていただくこと、市民による自主的なボランティア活動が盛んに行われています。ここでは、活動の一部をご紹介します。

【地域健康体操活動】
日の出が丘町会会館(金井)と、さかいがわ会館(木曾町)では、高齢者の健康増進と仲間づくりを図る目的で、町内会、自治会単位の身近な会場で運動を楽しんでいます。地域健康体操活動が行われています。この活動は、将来は全市に拡大される予定です。

【出張美容活動】
「地域ボランティア活動」課(724・2141)へ。高齢者の交流の場を目的とした、いろいろなボランティア活動が地域の方々により進められています。

成瀬台では、小・中学校の協力で、余裕教室を利用した「さくら会」(727・082)の活動が月4回開催されています。趣味の活動や小物作り、ティータイムでの会話、また、呼び寄せ老人の閉じこもり防止を目的としたふれあいの場として、方言で話し合いなど、気軽に参加できる取り組みをしています。

玉川学園では、「ふれあいサロンオリブ」(724・8550)が、趣味の教室を毎月開催し、楽しい一時を過ごす場所を提供しています(写真)。教室の内容は、フラダンス、童謡、シャンソン、日本画、太極拳等です。参加者からは「出かける所ができて友達が増えた」、おしゃべりしたり勉強したりで楽



「ふれあいサロンオリブ」の活動風景

しいという声がか聞かれます。【地域健康体操活動】日の出が丘町会会館(金井)と、さかいがわ会館(木曾町)では、高齢者の健康増進と仲間づくりを図る目的で、町内会、自治会単位の身近な会場で運動を楽しんでいます。地域健康体操活動が行われています。この活動は、将来は全市に拡大される予定です。

高齢やハンディキャップのために介護が必要で、美容院まで行けない女性を対象に、美容師が自宅に訪問する活動を、美容組合町田支部の加盟者で組織する、町田出張美容サービス(725・4875)が行っています。いつでもどこでも清潔に暮らしていただくための、料金は出張料を含めて通常料金の半額程度です。

【出張美容活動】
町田出張美容サービス(725・4875)が行っています。いつでもどこでも清潔に暮らしていただくための、料金は出張料を含めて通常料金の半額程度です。

介護保険制度の疑問点 Q & A

今年4月から施行された介護保険制度。ここでは、介護保険料について寄せられた質問にお答えします。
お問い合わせは高齢者介護課(721・3110)へ。

今年4月から施行された介護保険制度。ここでは、介護保険料について寄せられた質問にお答えします。
お問い合わせは高齢者介護課(721・3110)へ。

町田市高齢社会総合計画(改訂版)

販売中です

今年3月に発行された町田市高齢社会総合計画(改訂版)「みんなでつくる暮らし」が、町田市役所(721・3136)で販売されています。価格は1000円です。ご希望の方は市政情報「やまじ」(中町分庁舎1階)へ。概要版は無料です。お問い合わせは高齢者介護課(721・3136)へ。

す。なお年金からの天引きを中止する手続きにはある程度の時間がかかるため、転出後においても年金から保険料を引かれている場合があります。この差し引かれた保険料については前市町村から後日お返しすることになります。
問 保険料の口座振替の申し込みをしたが、いつから引き落としになるのか。
答 申し込んでからおおよそ2か月後になります。口座振替の手続きが済むと、口座振替開始通知をお送りしますので、それで振替開始期を確認して下さい。口座振替開始通知が届くまでは、納期到来分の保険料は納付書を使って下さい。

問 年度途中で65歳になるが、保険料はすでに年金から天引きされるのか。
答 年度途中で65歳になる方は、その年度の保険料は年金から天引きすることはできませんので、お送りする納付書で納めていただくこととなります。翌年度も、9月までは納付書で納めていただき、10月以降年金からの天引きになります。

問 年度途中で他市町村に引っ越したときの保険料はどのように算定されるのか。
答 前住所地での保険料は、転出して資格を喪失した日が属する月の前月まで月割りで算出されます。新住所地での保険料は、転入して資格を取得した日の属する月から月割りで計算されます。

問 いままで一人暮らしだったが、息子と同居することになった。保険料の額は変わるのか。
答 保険料は賦課期日(毎年

生活支援型サービス事業一覧

対象者	事業名	事業内容
60歳以上の介護保険非該当者	デイ銭湯	介護保険非該当ながら軽度の支援を要する方を対象に、市内6か所の公衆浴場でデイサービス(歌、ゲーム、軽い体操等)を行います。また、終了後に入浴していただけます。利用者負担は、1回300円です。
	いきいきたいむ	下記の各高齢者福祉センター(市内6か所)の大広間等で行う生きがい趣味活動(歌、ゲーム、軽い体操等)です。参加費は無料です。 ・ふれあいいちよう館(鶴川)・ふれあいくぬぎ館(木曾山崎) ・ふれあいもみじ館(金森)・ふれあいけやき館(堺市民センター内) ・ふれあいまもっこ館(健康福祉会館内)・ふれあい桜館(小山田)
60歳以上の要援助者	配食サービス	単身世帯または高齢者のみの世帯の方に、栄養バランスのとれた食事を調理・配達し、併せて利用者の安否確認を行います。利用者負担は、1食550円です(一部、実施していない地域があります)。
	徘徊高齢者家族支援サービス(予定)	高齢者が徘徊により行方不明となった場合に、身につけた専用端末機の電波を利用した位置探索システムで、ご家族等の問い合わせに応じます。利用者負担は、初回登録料1,050円、及び月々の利用料378円、1,302円、2,478円の3種類があります(詳しくはお問い合わせ下さい)。
65歳以上の要介護度4または5の方で、支給要件に該当する在宅高齢者おむつ事業		次の①から⑤の要件すべてに該当する方に、紙おむつ・尿とりパッドを年4回支給します。 支給要件 ①65歳以上の方 ②介護保険の要介護状態区分4または5の方 ③町田市内に住所を有し、在宅で生活している方 ④老人福祉手当を受給していない方 ⑤住民税非課税世帯の方

生活支援型サービス事業を行っています

市では、介護保険外の高齢者福祉サービスとして、各種生活支援型サービス事業を行っています。ここでは、新たにスタートしたものを紹介しています(右表)。

介護苦情相談員派遣事業
スタートしました
介護サービスを利用していただく方の疑問や不満、不安を解消していただくため、介護苦情相談員派遣事業を実施しています。これは、介護苦情相談員の派遣を希望する居宅サービス事業所や介護施設等に同相談員を派遣し、サービスに関して利用者の方の相談に応じるものです。必要があれば、お問い合わせは高齢者介護課(724・2140)へ。